大牟田市運送事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油の価格上昇が運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な運送事業者の事業の維持及び改善を図るため、市内で道路運送事業等を営む中小企業者に対し、大牟田市運送事業者等支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。
 - (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法第3条第1号ハに規定 する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
 - (4) 自動車運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。)第2条 第1項に規定する自動車運転代行業をいう。
 - (5) 道路運送事業等 前各号のいずれかの事業をいう。
 - (6) 運送事業者 道路運送事業等を営む法人又は個人事業者をいう。
 - (7) 特種用途自動車等 「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日付自車第452号自動車局長通知)に規定する特種用途自動車等をいう。
 - (8) 被けん引自動車 道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第 67号) 第1条第1項第2号に規定する被けん引自動車をいう。
 - (9) 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規 定する貨物軽自動車運送事業をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)

は、市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 令和4年7月1日時点において道路運送事業等に必要な許可又 は認定を全て有し、交付申請時点において市内で当該道路運送事業 等を実施していること。
- (3) 交付申請後においても、市内で道路運送事業等の継続の意思があると認められること。
- (4) 次条に規定する交付対象車両を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、支援金の交付の 対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) 又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 暴力団員が役員となっている者
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他市長が不適当と認める者 (交付対象車両)
- 第4条 支援金の交付対象となる車両(以下「交付対象車両」という。) は、交付対象者が道路運送事業等の用に供するために所有し、又は自動 車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両(二輪を除 く。)であって、次の各号の全てを満たすものとする。
 - (1) 自動車検査証において使用の本拠の位置が大牟田市内である登録 車両
 - (2) 次に掲げる交付対象者が営む道路運送事業等の区分に応じ、それぞれに定める車両
 - ア 貨物自動車運送業 貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号 に規定する事業用自動車であって、自動車検査証において用途が 貨物であるもの(特種用途自動車等及び被けん引自動車を除く。)
 - イ 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法第2条第8項に規定 する事業用自動車であって、自動車検査証において用途が乗用又

は乗合であるもの

- ウ 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法第2条第8項に規定 する事業用自動車であって、自動車検査証において用途が乗用又 は乗合であるもの
- エ 自動車運転代行業 運転代行業法第2条第7項に規定する随伴 用自動車

(交付の額等)

第5条 支援金の額は、前条第2号ア及びイに掲げる交付対象車両にあっては1台につき2万円、同号ウ及びエに掲げる交付対象車両にあっては1台につき1万円とする。

(交付の申請)

- 第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、大牟田市運送事業者等支援金交付申請書(様式第1号)及び大牟 田市運送事業者等支援金交付対象車両一覧(様式第2号)に、次の各 号に掲げる運送事業者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、 市長が別に定める期限までに市長に申請しなければならない。
 - (1) 貨物自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業(以下この号においてこれらを「事業」という。)を営む運送事業者 次に定める書類
 - ア 事業に係る国土交通大臣の許可書又は更新許可書、国土交通大 臣への許可申請書その他これらに準ずるものとして市長が認める 書類のいずれかの写し
 - イ 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
 - ウ事業に係る事業実績報告書の写し
 - (2) 貨物軽自動車運送事業を営む運送事業者 次に定める書類
 - ア 貨物軽自動車運送事業経営届出書又は貨物軽自動車運送事業経 営変更等届出書の写し
 - イ 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
 - (3) 自動車運転代行業を営む運送事業者 次に定める書類
 - ア 自動車運転代行業に係る都道府県公安委員会からの認定書の写

- イ 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
- ウ 交付対象車両全てに係る保険又は共済証書の写し
- (4) 法人である運送事業者 履歴事項全部証明書の写し
- (5) 個人事業者である運送事業者 直近の確定申告書の写し
- (6) 全ての運送事業者 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の適否を審査の上、支援金の交付又は不交付を決定し、大牟田市運送事業者等支援金交付決定通知書(様式第3号)又は大牟田市運送事業者等支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。(支援金の請求及び支払)
- 第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに大牟田市運送事業者等支援金請求書(様式第5号)により、市長に支援金の支払を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求を受理した日から30 日以内に支援金を交付決定者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該決定を取り消すことができる。
 - (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、大牟田市運送事業者等支援金 交付決定取消通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものと する。
- 3 市長は、第1項の取消しにより交付決定者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、大牟田市運送事業者等支援金返還命令書(様式第7号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第11条 市長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、支援金の交付決定を受けた者又は支援金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する